高知地方裁判所 御中

ビキニ労災訴訟裁判―高知地裁で審理することを求めます

核兵器禁止条約が、2021年1月22日に国連で発効します。この条約第6条には、核実験被災者の救済が明記され、高知の先進的取組みが国際的にも注目されています。

1954年にアメリカが行ったビキニ環礁水爆実験で被ばくした高知県の元船員4名と遺族8名が、2020年3月30日、全国健康保険協会を被告として、労災申請を不承認とした行政処分の取消し等を求める裁判を御庁に提訴しました(令和2年(行ウ)第3号)。しかし、被告が、裁判の管轄は東京地方裁判所だとして同地裁への移送を申し立てたことで、現在も、どこで裁判をするか(管轄)について係争中です。

元船員は、被ばくから 60 年余りが経過しているにかかわらず、この間、必要な健康診断や救済措置を何ら受けられていません。彼らに残された時間は長くなく、一日も早い救済が求められている裁判です。

しかし、元船員4名は、高知県内在住で、高齢で持病を抱えており、東京地裁に出廷することなど到底できません。そのため、裁判が東京地裁で行われることとなると、裁判を進めて行くことが極めて困難となります。

そのため、御庁において、全国健康保険協会に対して、御庁での裁判に応訴するよう勧告することを強く要望します。

名 前	住	所

署名は高知地方裁判所への要望以外には用いません。

ビキニ労災訴訟を支援する会

連絡先 高知市丸ノ内 2-1-10 高知城ホール3 F 高知県原水協 088-875-3917